

日宗連理発5第21号
令和5年7月13日

教派神道連合会 御中
公益財団法人 全日本仏教会 御中
日本キリスト教連合会 御中
宗教法人 神社本庁 御中
公益財団法人 新日本宗教団体連合会 御中

公益財団法人 日本宗教連盟
理事長 田中恆清

「令和5年法人土地・建物基本調査」実施に係るご周知のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当連盟の事業活動にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、国土交通省 総合政策局情報政策課 建設経済統計調査室から、別紙のとおり「令和5年法人土地・建物基本調査」の実施について、関係法人への周知等ご協力の依頼がありました。

つきましては、貴団体加盟の包括宗教法人にご周知をいただくなど、それぞれの判断においてご対応賜りたく、ご協力お願いいたします

敬具

<法人土地・建物基本調査とは>

- ・ 「法人土地・建物基本調査」は、統計法に基づく基幹統計調査で、5年周期で行なわれています。
- ・ 令和5年7月より、統計的手法により抽出された全国の約51万法人を対象に実施されます。
- ・ 「この調査は、法人の土地及び建物の所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、総合的な土地政策のために必要な基礎資料を得ることを目的とした統計調査」です。(令和5年法人土地・建物基本調査のパンフレットから抜粋)

以上

事務連絡
令和5年7月10日

公益財団法人日本宗教連盟
ご担当者 各位

国土交通省 総合政策局 情報政策課
建設経済統計調査室

「令和5年法人土地・建物基本調査」実施に係るご協力のお願いについて

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
今年度を実施する「令和5年法人土地・建物基本調査」の概要をお伝えし、調査実施に係るご協力を賜りたく、資料を送付させていただきました。
本調査は、我が国の土地・建物について、所有・利用状況や取引の状況を明らかにするために統計法に基づき実施するもので、国勢調査等と同様に基幹統計調査に指定されている極めて重要な調査です（「法人土地・建物基本調査の概要」を参照ください。）。

多くの法人が属する貴業界にご協力いただくことが、本調査結果の正確性を高め、政策の企画・立案や民間ユーザーに対して有意義な情報を提供するうえで重要になります。また、調査の対象法人の方々の記入負担を少しでも軽減すべく、次のことを講じます。

- ① 前回調査（平成30年調査）の回答データをプリントアウトした調査票の送付
- ② インターネット経由での回答（郵送不要）
- ③ CD-R等の電磁的記録媒体やそのプリントアウトによる回答
- ④ コールセンターの設置

ご多忙中のところ恐縮ではございますが、このような事情をご賢察のうえ、機関誌、ホームページ、各種会議等にて、折に触れてご周知賜れば幸いに存じます。

本調査は7月10日（月）から9月10日（日）まで実施することとしております。ご不明な点等ございましたら、下記【問い合わせ先】までご連絡ください。

【問い合わせ先】

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-2
国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室
担当：小原（オバラ）、野口（ノグチ）、三村（ミムラ）
TEL：03-5253-8111（内線 28652） FAX：03-5253-1566

【資料】

- 関連法令（裏面）
- 法人土地・建物基本調査の概要
- 令和5年法人土地・建物基本調査 調査票
- ポスター 1枚
- パンフレット 10部

【関係法令】

土地基本法（平成元年12月22日法律第84号）（抄）

（調査の実施等）

第十八条 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等に関し、調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の円滑な実施に資するため、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、国民に対し、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等の土地に関する情報を提供するように努めるものとする。

統計法（平成19年5月23日法律第53号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

（略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

（略）

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

（略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

（略）

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わつて報告する義務を負う。

（守秘義務）

第四十一条 次に各号に掲げる者は、当該各号に定める義務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務

（略）

四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事者又は従事していた者 当該委託に係る業務

（略）

（罰則）

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（略）

法人土地・建物基本調査の概要

法人土地・建物基本調査の根拠法令

法人土地・建物基本調査は、土地基本法（平成元年法律第84号）第18条において、国及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等に関し、調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとされており、これを踏まえ調査を実施しています。

また、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計調査に位置づけられています。

法人土地・建物基本調査の時期・方法等

調査の沿革	<ul style="list-style-type: none"> ▶平成5年以降5年周期で実施 	調査範囲	<ul style="list-style-type: none"> ▶会社法人（41万法人） ▶会社以外の法人（10万法人）
調査期日	<ul style="list-style-type: none"> ▶調査実施年の1月1日現在 	調査組織	<ul style="list-style-type: none"> ▶国土交通省－法人
結果公表	<ul style="list-style-type: none"> ▶調査実施年の翌年9月に速報公表 ▶調査実施年の翌々年9月に確報公表 	調査時期	<ul style="list-style-type: none"> ▶調査実施年の7月上旬～9月上旬
補完調査	<ul style="list-style-type: none"> ▶土地保有・動態調査（一般統計） 土地基本調査の調査年次間における売買による所有権移転登記情報を基に抽出した個人及び法人の土地の所有、移動、未利用地、売買目的等の経年変化を把握 ▶土地所有・利用概況調査（情報収集） 関係省庁等所有の土地関連資料から集計 		

調査結果の利活用

他の統計の基礎資料としての利用	<ul style="list-style-type: none"> ▶「国民経済計算」（内閣府）の推計の基礎資料 ▶「建築物ストック統計」（国土交通省）の用途別等の床面積総量推計の基礎資料
行政上の基礎資料としての利用	<ul style="list-style-type: none"> ▶土地税制改正（租税特別措置及び税負担軽減措置）要望等の基礎資料 ▶低・未利用地の増加を踏まえた有効利用推進のための施策の基礎資料
各種分析の基礎資料としての利用	<ul style="list-style-type: none"> ▶各種審議会、研究会等での基礎資料 ▶大学・研究機関・民間シンクタンク、専門誌等の文献・分析研究・レポート等

法人土地・建物基本調査の変遷

平成5年（第1回）：

バブル経済を背景とした地価高騰を契機に、土地情報の総合的・系統的な整備を目的として「土地基本調査（法人調査）」を実施（同年に「土地基本調査（世帯調査）」も実施）

平成10年（第2回）：

第1回の目的に加え、土地の利用状況を総合的に把握することを目的として「法人土地基本調査」を実施し、また、土地の有効利用の観点から、土地利用と関連付けて建物の現状を把握することを目的として「法人建物調査」を実施（同年に総務省が「住宅・土地統計調査」を実施し、国土交通省が加工した「世帯土地統計」を公表。）。

平成15年（第3回）：第2回と同様に実施

◀統計法の全面改定：平成19年5月23日公布▶

平成20年（第4回）：第3回と同様に実施

平成25年（第5回）：

土地・建物の利用を一体的に捉え、土地・建物の高度利用、不動産の流動化、証券化及び不動産市場の活性化等一体的な活用推進の実態を把握する目的で、「法人土地基本調査」と「法人建物調査」を統合した「法人土地・建物基本調査」を実施。

「世帯土地統計」は、第4回と同様に実施

平成30年（第6回）：第5回と同様に実施

令和5年（第7回）：第6回と同様に実施